

<平成28年4月1日施行「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」>

■障がい者差別の解消に向けて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年に公布され、平成28年4月1日から施行されています。これまでも「障害者基本法」で、障がい者に対する差別は禁止されていましたが、具体的な内容が規定されていませんでした。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者などを対象に、「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がい者にとっての社会的障壁（日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの）を、負担になり過ぎない範囲で取り除くために必要な「合理的配慮」を行うことを求めています。

現在、国では差別解消に関する施策を総合的かつ一体的に実施するための基本的な方向を定める基本方針・対応要領が策定され、また、大阪府では何が差別にあたるのかをわかりやすく示すガイドラインが策定され、公表されています。

この法律によって、障がいを理由とする差別の解消を推進する取り組みが進み、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすこととなります。

参照URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>

<人権協会相談事業のご案内>

■人権協会では、以下の3つの相談窓口を設けて、皆様のお役に立てる努力を重ねております。会員の皆様の周りで、お困りごとを抱えておられる方に、是非、お知らせください。<相談無料>

◇人権あれこれ相談 → 人権問題のみに限らず、身の周りの様々な問題について、「どこに相談したら良いか判らない」「どんな選択肢が考えられるか判らない」等の場合も、一緒に検討を重ね、一歩先へ進む方向を目指します。



◇総合福祉相談 → CSW（地域支援相談員）の有資格者がご相談を承ります。健康・医療・障がい・経済・生活基盤…様々な問題を一緒に検討し、解決への糸口を探ります。



◇進路選択支援相談 → 奨学金をはじめ、お子様の進学（進学後も含む）にまつわる教育資金の調達方法全般・その他付帯範囲についてのご相談を承ります。



※いずれのご相談も、市役所5階「人権協会」にて承りますが、できれば事前にお電話いただければ助かります。また、総合福祉相談（専用電話 090-6980-5532）は、状況によりこちらからお伺いすることも可能です。

※いずれの相談窓口も、内容はプライベートな問題となりますので、秘密厳守で承ります。

※人権あれこれ相談・進路選択支援相談は、市役所（53-1111）の内線577もしくは575です。

<編集後記>

■人権協会は、あらゆる差別をなくするための啓発活動を行っており、多くの組織団体や個人会員の皆様に参画頂き、事業展開しています。今後も皆様方のご支援をお願い申し上げます。

発行・編集：河内長野市人権協会 会報編集委員会  
〒586-8501 大阪府河内長野市原町1-1-1  
(河内長野市役所5階 人権推進課内)  
電話 0721-53-1111 (内線577・575) FAX 53-1955  
<http://www.kawachinagano-jinken.join-us.jp>

# 人権協会だより

河内長野市人権協会

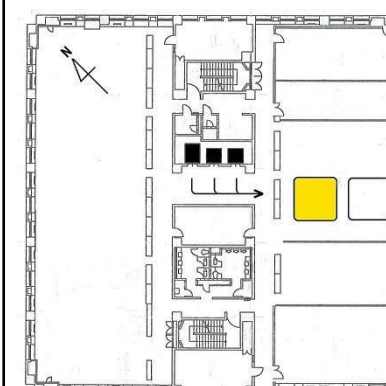
思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり vol.6 -2016.5.1-

## みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

<平成28年度 河内長野市人権協会総会開催>

■5月25日午後1時30分より、市役所8階の大会議室で、本年度の総会を開催します。昨年度の事業実績報告や本年度の事業計画を審議しますので、是非ともご出席をお願い申し上げます。会員の皆様には、この「協会だより」の他に総会資料と総会出欠（兼委任状）ハガキを同封いたしておりますので、ご返信の程宜しく申し上げます。総会第二部では、啓発映画「人権感覚のアンテナって？」（39分）の上映を予定しております。

<本年4月、市役所内配置転換により、人権協会は5階へ移動いたしました>



エレベーターを出て左手（東側）中央付近になります。



4F→5F (内線577・575)

<平成28年度（上期）イベント他活動予定>

※無料です！

■憲法週間啓発 4月28日（木）～5月9日（月）に横断幕と公用車ステッカーの設置を行います。



■市民まつり 5月15日（日）午前10時～午後4時 於：赤峰市民広場

☆今年も「花や野菜の苗」を販売します。

■「愛・いのち・平和展」 7月29日（金）30日（土）午前10時～午後4時 於：キックス  
☆今年も子どもの楽しめるイベントも、企画中です。

■「夏休み子ども人権シアター」 8月26日（金）  
☆昨年度は、「ATOM（アトム）」を上映しました。さて今年は…



■「夏休み平和施設見学会」 8月24日（水）  
☆昨年度は、マイクロバスで「舞洲工場（大阪市ゴミ焼却場）」と、「大阪ガス科学館」を見学しました。今年も「ピースおおさか」と「大阪市立科学館」の予定です。応募方法は広報8月号で…。

<平成27年度（下半期） 事業実施状況>

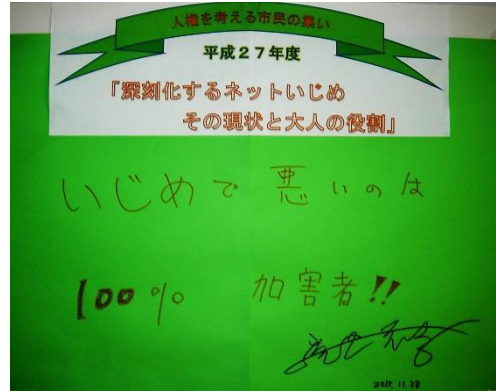
■「人権を考える市民の集い」：11月28日、ラプリー小ホールにて、メディアジャーナリストの渡辺真由子さんを迎え、「深刻化するネットいじめ その現状と大人の役割」というテーマで講演いただきました。来場者は420名で、講師の書籍販売も盛況でした。



渡辺真由子氏



スライドショーを使用した講演



講師サインとアピール

■人権週間啓発：河内長野・三日市町両駅前ロータリーに啓発横断幕を設置し、市の公用車にマグネットステッカーを貼付（12月3日～11日）。市民サロンにて人権作文・ポスターの展示を行いました。



河内長野駅前陸橋



市公用車



市民サロンでの展示

■指導者研修：2月25日、昨年リニューアルしたピースおおさか・国立民族博物館・松下幸之助歴史館等を訪問見学。あらためて、諸先輩の偉業や世界の広さ、そして「平和」への想いを実感しました。



国立民族学博物館前にて



ピースおおさか館内展示物（戦時中の食物・焼夷弾のレプリカ）



■生活情報展

：3月4～5日、ノバティに出展。「ネットいじめ関連情報」や「様々なリボン活動の紹介」「府民の人権意識調査グラフ」等を展示しました。

■親力UPフェスタ

：2月7日キックスに生活情報展と同様の展示を行いました。



親力UPフェスタ



←生活情報展

<河内長野市の取り組み>

■「高齢者いきいき都市構想」：キャッチコピーとロゴマークを設定しました。

「生きるも 活躍も うちら次第」

このキャッチコピーには、高齢者になっても「生かされる」のではなく、いきいきと「活躍」したいという願いと、自ら実現するというメッセージが込められています。

「高齢者いきいき都市」とは、市民一人ひとりが自らの健康寿命を延ばし、高齢期を健やかに、自分らしい生きがいを持っていきいきと暮らすことで、まち全体が活力あるものとなる、まちの姿を表したものです。

※自治会等でロゴマークやキャッチコピーを活用される際には、いきいき 高齢・福祉課までお知らせ下さい。



ロゴマーク

<ご注意ください！>

■狙われるマイナンバー

犯罪者はお金になる情報を狙います。

一人ひとりに固有で、生涯変わらないマイナンバーに氏名、生年月日、住所、電話番号、職業、家族構成、納税額などの個人情報を関連づけると、照合や検索がしやすくなります。それにより行政手続きが効率化され国民も便利になると期待されるわけですが、同時に、**犯罪者にも便利な情報です。**すでに総務省と偽り「マイナンバー確定のお知らせ」という件名のメールを送り、記載されたURL から不正サイトへ誘導するようなフィッシング詐欺が起きています。

まっとうな企業や公的機関がメールや電話で、マイナンバーを含む重要情報を照会することはありません。ご注意ください。

参照URL → [http://www.sourcenext.com/product/security/contents/report\\_tips/?i=mail\\_nm#LMS\\_Unit\\_2](http://www.sourcenext.com/product/security/contents/report_tips/?i=mail_nm#LMS_Unit_2)



<人権カレンダー>（4月～10月）

- 4月 10～16日 女性週間
- 5月（児童福祉月間）
  - 1～7日 憲法週間
  - 5～11日 児童福祉週間
- 6月（外国人労働者問題啓発月間）（男女雇用機会均等月間）（就職差別撤廃月間）
  - 19～25日 ハンセン病を正しく理解する週間
  - 23～29日 男女共同参画週間
- 7月 1～7日 全国安全週間（社会を明るくする運動月間）
- 8月
- 9月（高齢者保健福祉月間）（障がい者雇用支援月間）
  - 10～16日 自殺予防週間
- 10月（部落差別調査等規制等条例啓発月間）（精神保健福祉月間）
  - 1～7日 法の日週間・全国労働衛生週間
  - 10～16日 精神保健福祉普及週間

 <p>児童福祉週間 4月10日～16日</p>	<p>30日 ホロコースト記念日</p> <p>1日 国際労働者デー</p> <p>3日 世界報道自由デー</p> <p>15日 国際家族デー</p> <p>1日 人権擁護委員の日</p> <p>4日 侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー</p> <p>12日 児童労働反対世界デー</p> <p>20日 世界難民の日</p> <p>22日 らい病予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日</p> <p>26日 国連憲章デー</p>	 <p>Peace One Day</p>
	<p>29日 核実験に反対する国際デー</p> <p>8日 国際識字デー</p> <p>10日 世界自殺予防デー</p> <p>21日 国際平和デー</p> <p>1日 国際高齢者デー</p> <p>2日 国際非暴力デー</p> <p>10日 世界メンタルヘルスデー</p> <p>17日 貧困撲滅の国際デー</p>	